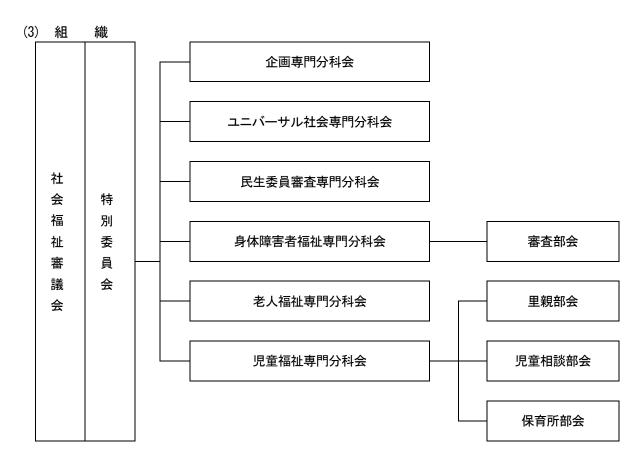
兵庫県社会福祉審議会の概要

- 1 社会福祉審議会の概要
- (1) 設置根拠 社会福祉法第7条第1項(平成12年6月7日、社会福祉事業法から社会福祉法へ改正)
- (2) 目 的 社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議すること。



2 専門分科会等の概要

名 称	内容
特別委員会	社会福祉全般に関する事項、各専門分科会にまたがる事項又は調査 審議事項に属さない事項の調査審議
企画専門分科会	国に対して提案等を行う社会福祉に係る総合的な施策に関する調 査審議
ユニバーサル社会専門分科会	ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策に関する事項を専門的に 調査審議
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査及び民生委員・児童委員の委嘱等
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する調査審議
老人福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する調査審議
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関する調査審議